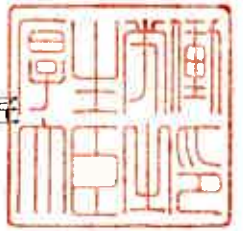


厚生労働省発生食0219第3号
平成31年2月19日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について

1. イソマルトデキストラナーゼ及びカキ色素の添加物としての規格基準の設定について
2. エンジュ抽出物及び d l - α - トコフェロールの添加物としての規格基準の改正について